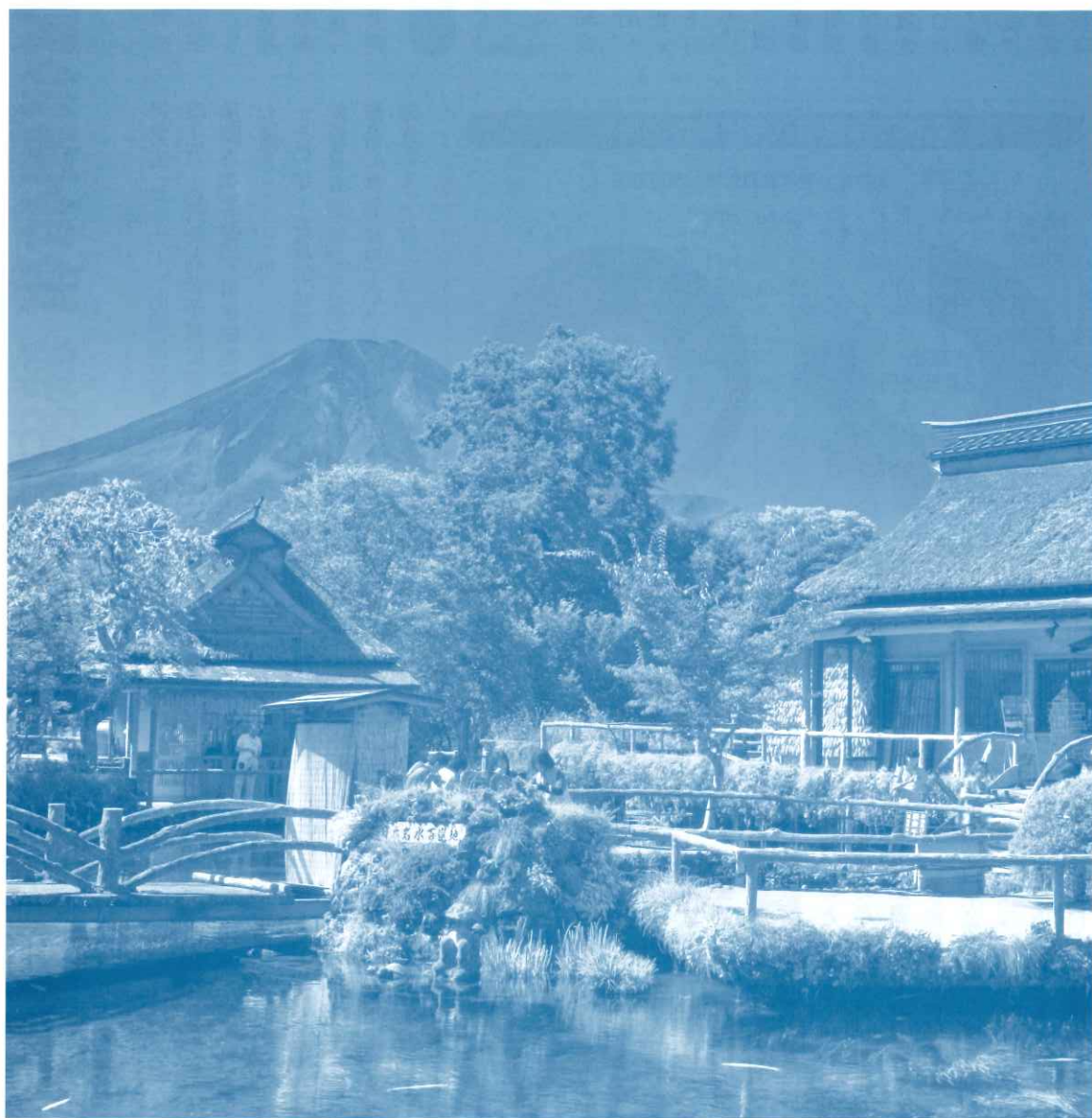


全国社会保険委員会連合会

会 報

平成30年9月 第31号



日本の世界遺産 富士山と忍野八海（山梨県・忍野村）

全国社会保険委員会連合会 第26回定期総会 開催報告

平成30年6月6日（水）、全国社会保険委員会連合会第26回定期総会がスタンダード会議室（品川区東五反田）において開催されました。

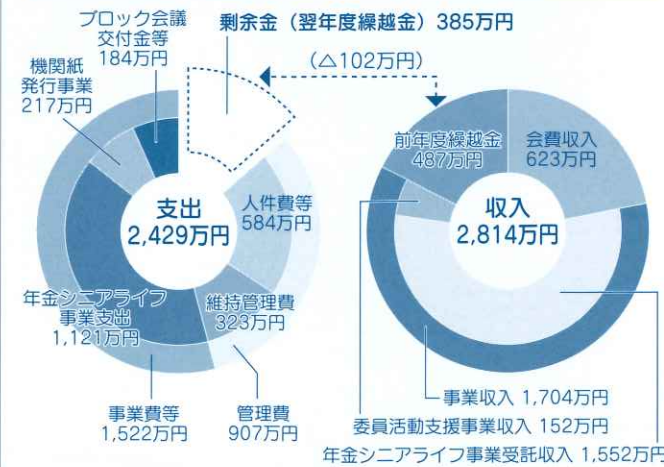
山本会長の開会挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課長 宮本直樹様、同保険局保険課長 安藤公一様、日本年金機構理事長 水島藤一郎様、全国健康保険協合理事 藤井康弘様よりご挨拶をいただきました。

- 議事に入り、平成29年度事業実施報告として、
- ① 都道府県社会保険委員会連合会との連携強化
 - ② 厚生労働省等関係機関との連携状況について
 - ③ ブロック会議への開催支援等（5万円の増額）
 - ④ 「年金シニアライフセミナー」を21都道府県38会場で実施（受講者アンケート結果を別途配布）
 - ⑤ 全委連機関紙『会報』配布（10万4000部）
 - ⑥ 「厚生年金保険の早わかり」配布（2万部）
 - ⑦ ホームページについて等が報告されました。
- また、平成29年度収入支出決算については、収入総額が「年金シニアライフセミナー」の実施会場数の減等により、前年度より132万6022円減少し、2814万1188円となる一方で、支出総額は2428万6834円となった結果、前年度からの繰越金を除いた単年度の実質的収支は102万668円の赤字決算となったことが報告され、審議の結果、事業実施報告とあわせ承認されました。
- 一方、平成30年度については、① 関係機関との連携強化、② ブロック会議の開催支援、③ 「年金シニア

ライフセミナー」の開催支援など、収入総額2831万1000円の予算で事業を行っていくことが承認されました。引き続きご理解・ご協力をお願いします。

その他、平成31年度（予定）からの全国社会保険委員会連合会会費の見直しについて、現在、理事会で検討されている会費の「引き下げ案」が報告されました。

平成29年度収入支出決算の概要



山本会長挨拶（要旨）



山本 萬造 会長

本日、第26回定期総会を開催することができ、心から感謝申し上げます。皆様方には、当連合会の事業実施並びに委員活動の活性化に格別のお力添えを賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

厚生労働省年金局におかれましては、先般、「平成30年度における年金委員の重点的な活動内容等について」を日本年金機構に通知され、日本年金機構ではこの通知を受け、「活動内容の具休例」を取りまとめ公表されたところであります。各年金事務所では副所長が年金委員の窓口となっており、年金委員活動に対する一層の支援・協力を推進されることにより、委員活動はさらに充実強化されるものと期待をいたしております。また、同省保険局においては、本年も健康保険委員に対する大臣表彰を予定されておりますので、皆様方におかれても趣旨ご理解のうえ積極的に推薦、ご協力をお願いします。

全委連といたしましては、今後とも、各社会保険委員会・連合会の活動が円滑にできるよう皆様方のご意見をいただき関係機関とも連携を

図り積極的に対応をしてまいる所存です。本日は、平成29年度事業報告・決算及び平成30年度事業計画並びに収支予算案についてお諮りいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

社会保険事業を取り巻く諸事情は、たび重なる制度改正等で難しい状況ですが、このようなときこそ年金委員・健康保険委員の力を結集して、今後とも社会保険事業の円滑な運営に寄与したいものと考えております。

皆様方のさらなるご尽力をお願いし、また、厚生労働省をはじめ、日本年金機構並びに全国健康保険協会等関係団体の一層のご指導ご支援をお願い申し上げます。

来賓挨拶 (要旨)

厚生労働省年金局事業企画課長挨拶



宮本直樹 課長

先般、日本年金機構による業務委託に
おける事務処理が適
切でなく、2月支払
いにおいて本来支払
われるべき年金額が

正しく支払われなかった事態が生じました。このような事態を二度と生じさせないよう、調査委員会において原因究明や今後の対策にかかる調査報告書がまとめられ、厚生労働省としては再発防止に向けた事務処理の見直しが実効性の

あるものとなるよう指導監督する立場としてしっかりと取り組んでまいります。

さて、公的年金制度は今や4000万人近く
の受給者の方々に55兆円もの年金を支払
いしており、厚生労働省といたしましては、
制度の持続可能性の確保はもちろん、何
よりも老後の生活を支える糧として、今
後ともこの年金がしっかりと機能してい
くよう、事業運営を確実に実施してい
かなければならないと考えております。

平成29年1月からは、マイナンバーによる年金相談の受付が開始され、さらに本年3月からは、これまでの基礎年金番号による各種届出についてマイナンバーによる届出が可能になりました。マイナンバー記載により住所や氏名の変更に係る届出が省略されるなど、利便性が向上しますので、マイナンバーによる届出についてご協力ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、法人の事業所が行う届出の一部について、平成32年度からは電子申請による届出を義務とし、電子申請を促進してまいります。このほか、従業員本人の押印・署名を求めている届出の一部について、本人の押印・署名を省略することを平成30年度なるべく早い時期から実施するとともに、届書に添付する書類の省略について検討するなど、事業主が行う行政手続のコスト削減の取り組みについても努めてまいります。

一方、制度改正につきましては、来年度において国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除や年金生活者支援給付金制度の施行を控えております。制度改正を円滑に実施する

ため、厚生労働省及び日本年金機構においては丁寧な周知を行うこととしておりますが、国民の皆様は制度をご理解いただくうえで、年金委員の皆様は周知活動は欠かせないものとなっております。期待しているところであります。年金委員の皆様は活動が円滑に進むよう必要なご支援・ご協力をさせていただく所存であります。

厚生労働省保険局保険課長挨拶 (代読)



喜茂 協
谷 保
深 健
全 管
会 長
理 室

協会けんぽの決算の数字を見ると、ここ数年は黒字の状況にありますが、保険

給付費は年々増加しており、決して楽観視できるものではないと認識しております。こうした中、保険給付費の適正化を図るため、今年度からは各都道府県の医療計画や介護保険事業計画、医療費適正化計画、各保険者のデータヘルス計画が更新され、一斉に実施されております。

協会けんぽにおいては、新たな3年計画であるアクションプランを策定し、加入者や事業主の予防・健康づくり等への取組状況に応じて各支部が負担する後期高齢者支援金の負担率にインセンティブをつける制度が開始されております。加入者の皆様は、こうした取り組みをご理解いただき、健診・保健指導の受診やジェネリック医薬品への切り替えを積極的に実施していただけるように健康保険委員の皆様のご協力

をよろしくお願いいたします。

また、増大する保険給付に対しては、保険者と事業主が一体となって加入者の予防・健康づくりを進めていくことが重要であると考えます。協会けんぽにおいては、事業主と連携したコラボヘルスの取り組みの一つとして、健診受診や保健指導の実施、生活習慣改善等の健康づくりの推進を宣言した事業主に対して、健康・レセプトデータをもとに「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」や「ヘルスケア通信簿」を作成し、各事業所へお送りしています。各事業所の健康課題の解決や職場環境の改善に向けた健康保険委員の皆様方の役割は非常に大きく、引き続き、事業主と被保険者の連携強化の働きかけや情報の共有を図っていただき、より効果的・効率的な保健事業を展開していただくことを期待しております。今後導入を検討しているオンライン資格確認や日本年金機構における情報連携をはじめとした各施策、さらには行政手続きの簡素化、IT化の一体的推進への取り組みについても、被保険者や事業主の皆様方の理解と取り組みが伴ってはじめて実現するものであります。健康保険委員の皆様方にはご協力のほどよろしく申し上げます。

健康保険委員制度は、平成20年度に発足してから10年が経過しようとしており、本年3月末現在で約14万人の皆様が健康保険委員として委嘱され、健康保険事業の推進に寄与されております。厚生労働省では、健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施し、昨年度は21名の健康保険委員の方々に表彰状を伝達させていた

できました。今年度も大臣表彰を11月に予定しております。今後、国の重要課題である特定健診・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、データヘルス計画の着実な実施という目的を達成するにあたっては、事業所におられる健康保険委員のご協力が必要です。この大臣表彰が一層活躍されるための一助となればと考えております。

日本年金機構理事長挨拶(代読)



坂田 信喜
相談・サービス
推進部長

貴連合会は、社会保険委員制度を全国的な観点からの充実・強化に努められ、社

会保険委員の資質の向上・連携、活動の活性化にご尽力いただいております。その活動は社会保険制度の発展、制度の普及及び広報活動など多岐にわたり、その功績も大きく、年金制度の業務運営を担う私どもとしましては、その活躍に深く敬意を表するものです。

日本年金機構では、組織等の構造的な諸問題を抜本的に解決するため、「日本年金機構再生プロジェクト」を立ち上げ、組織改革、人事改革、業務改革及び情報開示・共有を柱とする71項目にわたる改革に取り組んでおります。この再生プロジェクトは、平成28年度からの3年間を集中取組期間と位置づけ、初年度は第1段階の「形をつくる」工程として、組織再編、ルールの見

直し、仕組みの創設などを実行し、2年目に当たる昨年度は、第2段階の「中身を入れる」工程として、それぞれの改革を着実に進めつつ、お客様や現場の意見を踏まえ必要な軌道修正を図り、改革を浸透・定着させる取り組みを行ってまいりました。今年度は、最終段階である「機能を完成させる」工程へつなげ、お客様接点である現場を中心に基幹業務へより注力できる体制を整え、お客様から真に信頼をいただける組織への再生を果たしてまいりたいと考えております。

複雑化した年金制度をいかに正確かつ公正に運営するかが当機構の役割です。制度を実務にし、実務を正確に運用して年金受給者に正しく確実に年金をお支払いすること、そのためにお客様との接点である現場を中心とした組織体制を確立し、年金給付や公権力行使といった基幹業務を正確かつ公正に実施していくべく組織の中で意識改革を進め、正しく確実に業務を行うことを徹底してまいります。

残念ながら、昨年9月に公表した振替加算の未払い事案と今年3月に公表の扶養親族等申告書の不適切な事務処理事案により、多くのお客様、そして本日お集まりの皆様方にもご心配とご迷惑をおかけしました。この場をお借りして深くお詫び申し上げます。

年金を受給されているお客様に正しく確実に年金をお支払いするという当機構に課せられた使命をあらためて認識し、組織の中で意識改革を進め、お客様の立場に立って、正しく確実に業務を行うことを徹底してまいります。

(参考) 全国社会保険委員会 連合会役員名簿

(平成30年6月6日現在)

役職	氏名	所属社会保険委員会 連合会(団体)・職名
会長	山本 萬造	東京都年金委員会 連合会会長
副会長	井川 康治	北海道社会保険委員会 連合会会長
副会長	江原 靖幸	埼玉県社会保険委員会 連合会会長
副会長	武藤 圭二	愛知県社会保険委員会 連合会会長
副会長	金子 千万利	大阪府社会保険委員会 連合会会長
副会長	鈴木 成人	広島県社会保険委員会 連合会会長
副会長	亀川 聡	福岡県社会保険委員会 連合会会長
常務理事	三枝 寛	学職経験を有する者
理事	渡邊 守	宮城県社会保険委員会 連合会会長
理事	野瀬 邦生	新潟県社会保険委員会 連合会会長
理事	西村 博邦	富山県社会保険委員会 連合会会長
理事	嶋林 一彦	滋賀県社会保険委員会 連合会会長
理事	喜多 義文	徳島県社会保険委員会 連合会会長
理事	有村 忠洋	鹿児島県社会保険委員会 連合会会長
理事	増田 勝	(一財)社会保険協合理事
監事	若山 幸信	静岡県社会保険委員会 連合会会長
監事	藤田 信明	(一社)全国社会保険協会 連合会顧問

理事の交代がありました



武藤 圭二 副会長
(愛知県社会保険委員会連合会会長)

すので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会理事挨拶



藤井 康弘 理事

協会けんぽは、昨年10月に10年目という節目を迎えましたが、その間、協会における健康保険委員の皆様の数は大きく

増加して昨年度末で14万人となり、この1年間では2万3千人の増加となっております。これは、協会けんぽの加入者数を分母、健康保険委員がいらっしゃる事業所の加入者数を分子として計算すると、加入者の35%にあたる方々について

健康保険委員の皆様が橋渡しの役割を担っていただいている計算になります。

そうしたご貢献に少しでも報いようと、昨年度は健康保険委員の皆様への厚労大臣表彰・功績に感謝し、21名の方々への厚生労働大臣表彰をはじめ、協会けんぽ理事長表彰・支部長表彰を含め630名の方々の表彰をさせていただきました。改めまして健康保険委員の皆様の日頃の協会けんぽの各種業務へのご理解・お力添えに対して敬意を表しますとともに、社会保険委員会連合会の皆様のご支援に心より感謝申し上げます。

協会けんぽでは、本年4月からの協会けんぽの行動計画として位置づけられる第4期「保険者機能強化アクションプラン」を策定しました。近年強く保険者に求められている「戦略的保険

者機能」を一層発揮するために、数々の施策が盛り込まれています。なかでも保健事業の分野で事業主と連携し加入者の健康維持・増進を図っていく「コラボヘルス」は一つの大きな柱になっています。

協会けんぽがこのような機能・役割を十分に果たしていくためには、事業主・加入者との連携・協働を進めていくことが今まで以上に重要となります。そのためには、協会けんぽと事業主・加入者との橋渡しの役割を担っていただいている健康保険委員の皆様のご理解・お力添えが不可欠です。

もう一つ医療費適正化の観点から、私どもが重点的に取り組んでいる課題として「会社を退職された方の保険証の早期回収」があります。保険証を使って病院にかかれるのは退職日まで

となっており、従業員の方が退職される際には事業主が保険証を回収し、健康保険の資格喪失届の提出とともに年金事務所にご返却いただくという仕組みになっています。

もしも従業員の方が会社への提出を忘れ、退職後も引き続きその保険証を使って病院にかかれると、後日、かかった医療給付費をお返ししていただくこととなります。昨年度、資格喪失後受診による返納金債権額は36億円で、返納金債権全体に占める割合は5割、件数ベースでは9割に達しています。もちろん、債権回収については様々な取り組みを講じているところですが、努力及ばず、その回収金額は21億円、回収率58%という状況です。

協会けんぽとしても資格喪失後受診への対策については重要な問題として捉えており、引き続き債権回収に力を注ぐことは言うまでもありませんが、資格喪失後受診をそもそも発生させないということこそが、何よりの解決策と考えております。本日お集まりの皆様方におかれましては、会社・職場での保険証の確実な回収については是非ともご協力をいただけますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

以上、私ども協会けんぽが保険者として十分な機能を果たしていくためには、今後ますます事業主・加入者との連携、協働が重要になってきます。そしてそのためには、健康保険委員の皆様が果たしていただいていた橋渡しの役割が、ますます不可欠になってきます。引き続き私ども協会けんぽへのより一層のご支援・ご協力のほど、何卒お願いいたします。

平成30年度における 年金委員が重点的に行うべき活動内容について

厚生労働省は、日本年金機構に対して「平成30年度における年金委員の重点的な活動内容等について」を次のとおり定め、通知（平成30年4月2日年管発0403第2号）しました。

日本年金機構ではこの通知を受け、「重点的な活動内容の具体例」を示しております。なお、日本年金機構が示した具体例については、平成30年4月26日付で都道府県社会保険委員会連合会会長あてに通知させていただいたとおりです。

- 予約相談の利用の呼びかけ
- 国民年金保険料関連の制度周知
 - ・産前産後期間の保険料の免除制度
 - ・インターネットを利用してクレジットカード納付ができる仕組み
 - ・5年後納制度
 - ・付加保険料の特例納付制度
 - ・2年前納制度
- 適用事業所の事業主に対する依頼
 - ・短時間労働者への適用拡大の周知
 - ・各種届出の正確な記載の周知
 - ・資格取得時における本人確認の徹底
- 障害年金の制度、手続きの周知
- 受給資格期間の短縮により新たに年金を受給できるようになった方で、未請求である方に対する請求の呼びかけ
- 「ねんきん月間」、「年金の日」の取り組みへの協力
- 「ねんきんネット」等を活用したご自身による年金記録確認の呼びかけ
- 新社会人等の若年者向け年金セミナーの実施

日本年金機構と協会けんぽから社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

① 500人以下の企業における短時間労働者の適用拡大が図られました

平成28年10月から厚生年金保険等の適用対象者が拡大となり、週20時間以上働く短時間労働者で、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業等の適用拡大が図られました。

また、平成29年4月から「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部改正を改正する法律」が公布され、常時500人以下の企業等においても「労使合意」に基づく適用拡大が図られました。

新たに適用拡大となる事業所は、次のアまたはイに該当する、被保険者数が常時500人以下の事業所です。

- ア 労使合意に基づき申出をする法人・個人
の事業所
- イ 地方公共団体に属する事業所

※国に属するすべての事業所については平成28年10月から適用拡大を開始しています。

双方の適用拡大に伴い、次の要件に該当する短時間労働者について厚生年金保険等の適用対象者となりました。

- 勤務時間・勤務日数が、常用雇用の4分の3未満で、次の①～④のすべての要件に該当する者

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8・8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

② 新しくなった届出様式での提出をお願いします

マイナンバー制度導入に伴い、平成30年3月5日より届出様式が変更になりました。今後は新しくなった届出様式での届出にご協力をお願いいたします。

◆変更内容の一例

●「基礎年金番号」欄が「個人番号または基礎年

- 金番号」欄にかわりました。
 - 複数の届書を一枚に統合しました。
 - 主要な届出についてA4縦型に統一しました。
- ※変更となった様式については、日本年金機構ホームページに掲載しております。

◆電子申請・電子媒体による届出

- 新様式の届出に対応した「届書作成プログラム」「仕様チェックプログラム」「電子媒体届書作成仕様書」を日本年金機構ホームページに公開しています。
- 電子申請による届出、電子媒体を利用した届出についてご不明な点がありましたら、日本年金機構ホームページをご確認ください。



- 電子申請の詳細
→ <http://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>
- 電子媒体申請の詳細
→ <http://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshibaitai.html>

事業者健診結果の提供について

協会けんぽ(全国健康保険協会)では、生活習慣病の発症・重症化を予防し医療費を適正化するため、35歳以上75歳未満の被保険者の方にはメタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診を行っています。

また、生活習慣病予防健診や労働安全衛生法に基づく事業者健診(定期健康診断)の結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な40歳以上の方には特定保健指導を行っています。

なお、事業者健診の結果については、事業主から提供していただかないと協会では把握できないことから、次の方法等により提供いただくようご依頼しています。

- **事業者健診結果の提供対象者**
協会けんぽの被保険者のうち40歳以上75歳未満の方です。ただし、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診した方、または受診予定の方は除きません。

- **事業者健診結果の提供方法**
事業主から事業者健診結果通知の写しを協会けんぽに提

供していただく方法と、事業主の承諾により、協会けんぽと健診実施機関との間で提供にかかる手続きを進めることもできます。

● 本人の同意について

(個人情報保護法との関係)

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主が事業者健診結果を協会けんぽへ提供することが義務付けられているため、従業員(事業者健診を受けられた方)の同意は不要です。

事業者健診の結果の提供等については、平成29年度実績で6・2%と非常に低い現状となっています。協会けんぽが特定健診・特定保健指導等の保健事業を的確に実施するためには、事業主と協会けんぽが緊密に連携し、事業者健診の結果を迅速かつ確実に情報提供いただくことが不可欠であることにご理解を賜り、事業者健診の結果を提供いただきますようお願いいたします。

また、健康保険委員の皆様には、何卒、この取組みにお力添えをいただくとともに、今後とも協会けんぽの健診・保健指導の実施にご理解、ご協力のほどよろしく願います。

年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数

(年金委員は平成30年4月1日、健康保険委員は平成30年6月30日現在)

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,436人	5,897人
2	青森	1,449人	1,575人
3	岩手	2,279人	2,117人
4	宮城	2,599人	3,340人
5	秋田	1,518人	1,584人
6	山形	1,780人	2,036人
7	福島	2,290人	3,041人
8	茨城	2,268人	4,138人
9	栃木	1,797人	1,873人
10	群馬	1,950人	2,034人
11	埼玉	2,868人	4,583人
12	千葉	2,557人	2,132人
13	東京都	6,365人	7,653人
14	神奈川県	3,263人	3,985人
15	新潟	4,235人	3,519人
16	富山	2,303人	2,675人
17	石川	1,364人	2,610人
18	福井	1,703人	2,274人
19	山梨	1,220人	1,361人
20	長野	4,171人	3,980人
21	岐阜	2,231人	3,677人
22	静岡県	5,233人	10,294人
23	愛知	4,973人	13,396人
24	三重	1,559人	2,153人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,212人	1,324人
26	京都	1,147人	2,080人
27	大阪	3,894人	3,029人
28	兵庫	2,370人	2,250人
29	奈良	924人	1,288人
30	和歌山	1,090人	1,523人
31	鳥取	1,149人	2,157人
32	島根	1,175人	2,026人
33	岡山	3,442人	3,219人
34	広島	3,888人	4,747人
35	山口	2,241人	2,042人
36	徳島	1,146人	1,648人
37	香川	2,437人	2,420人
38	愛媛	2,556人	2,659人
39	高知	1,267人	1,431人
40	福岡	4,924人	3,546人
41	佐賀	1,478人	1,510人
42	長崎	1,600人	1,631人
43	熊本	2,167人	4,084人
44	大分	1,526人	1,803人
45	宮崎	2,284人	2,194人
46	鹿児島	1,697人	2,049人
47	沖縄	1,242人	2,146人
	合計	113,267人	144,733人